

薬物乱用対策

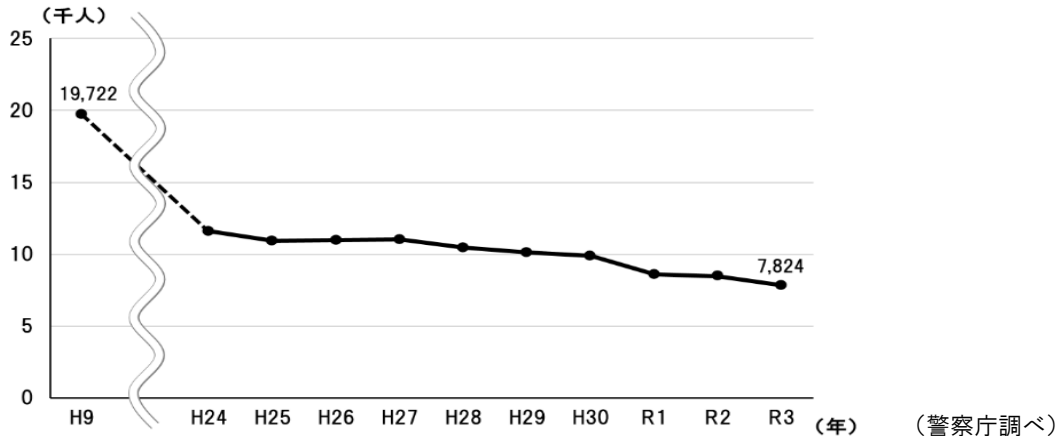
第1 現状（これまでの成果）と課題

- 覚醒剤、大麻などの薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など、公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものであるため、社会全体で取り組んでいく必要があります。薬物乱用対策を一層推進することが求められています。
- 乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、MDMA、向精神薬、シンナー等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

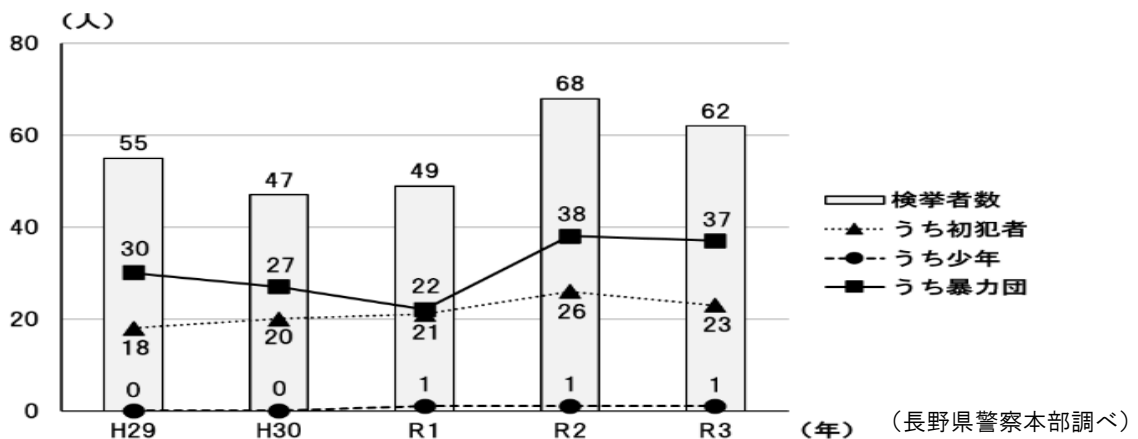
1 覚醒剤

- 覚醒剤事犯の検挙者数は平成9年（1997年）の19,722人をピークとして、減少傾向にあるものの、依然として検挙者数は多く、覚醒剤は我が国で最も乱用されている薬物となっています。
- 令和3年（2021年）の覚醒剤事犯による検挙者人員の39.0%は暴力団関係者（3,051人）が占めており、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることが伺われます。
- 本県においても、検挙者が最も多い薬物は覚醒剤であり、検挙者の特徴としては、暴力団関係者の割合が多いこと及び再犯者の割合が多いことがあげられます。

【図1】全国の覚醒剤事犯検挙者数の推移



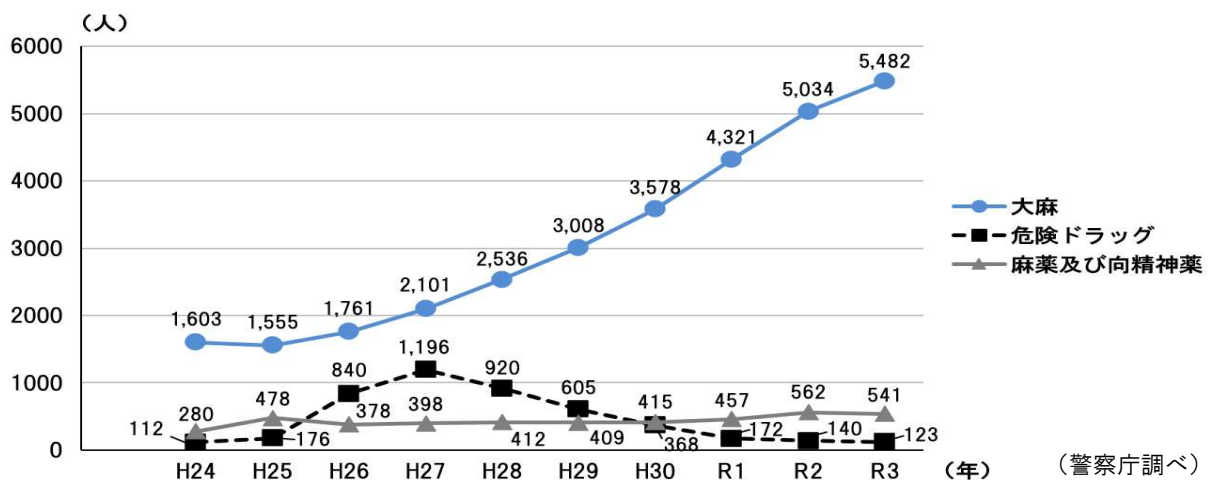
【図2】長野県の覚醒剤事犯検挙者数の推移



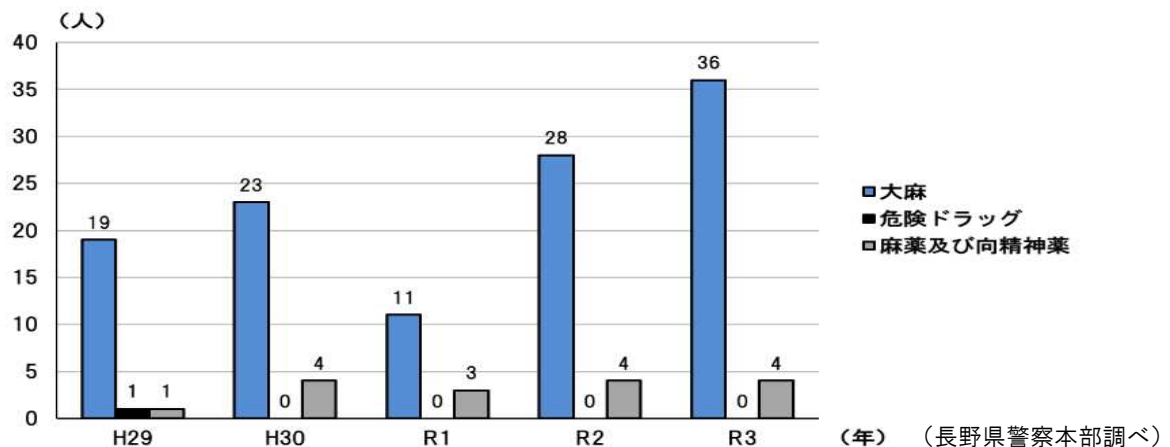
2 覚醒剤以外の薬物

- 全国の大麻事犯の検挙者数は、平成 21 年（2009 年）をピークに減少傾向であったものの、平成 26 年（2014 年）から増加に転じ、平成 29 年（2017 年）から 5 年連続で過去最多を更新するなど、大麻乱用の拡大が顕著な状況です。特に、30 歳未満の大麻事犯は、大麻事犯全体の約 70% を占めており、若年層における乱用が拡大しています。
- 危険ドラッグについては、平成 26 年（2014 年）に、全国で危険ドラッグ関連事件が多発し大きな社会問題となり、規制及び取締りが強化された結果、近年は、検挙者数が減少傾向にあります。
- 本県では、全国の状況と同様に、大麻事犯の検挙者数が増加傾向にあり、令和 3 年（2021 年）は過去 10 年間で最多となっています。

【図 3】全国の大麻等による検挙者数の推移



【図 4】長野県の大麻等による検挙者数の推移



3 薬物の入手経路

- 乱用される薬物は暴力団等の資金源にもなっており、その流通経路が巧妙化しているとともに、薬物の種類も多様化しています。
- インターネット、SNS等を活用することにより、身近に店舗がなくとも薬物が入手できる状況となっています。